

第11章 保健

第1節 準備期

<目的>

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。保健所は、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や東京都医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。また、東京都健康安全研究センター等は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

都及び保健所設置区市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や東京都健康安全研究センター等がその機能を果たすことができるようにする。その際、都の本庁と保健所等との役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や住民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

1-1 人材の確保

- ① 都は、平時から感染症対応が可能な人材の確保のため、医師、保健師等の専門職の計画的な確保や保健所職員への研修等を実施するとともに、国及び他の地方公共団体等との円滑な応援・受援が可能な体制を保健所と連携し、構築する。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、保健所における流行開始（感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、I H E A T 要員¹⁴⁴等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。【保健医療局】

¹⁴⁴ 地域保健法第21条に規定する業務支援員をいう。以下同じ。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第1節 準備期

- ③ 都は、必要に応じて保健所の要請に基づき、T E I Tや感染対策支援チームなどの専門的な支援チームの派遣等を行える体制を確保する。【保健医療局】

1-2 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 都及び保健所設置区市は、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される保健所の業務量に対応する人員確保数及びI H E A T要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、東京都健康安全研究センター等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。【保健医療局】
- ③ 都及び保健所設置区市は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。東京都健康安全研究センター等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。【保健医療局】
- ④ 業務継続計画の策定に当たっては、有事における都及び保健所設置区市、保健所及び東京都健康安全研究センター等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からI C Tや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。【保健医療局】

1-3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1 研修・訓練等の実施

- ① 都は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（I H E A T要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。【保健医療局】
- ② 都は、国やJ I H S等が行う、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース（F E T P）」を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、I H E A T要員に係る研修の実施等に協力し、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。【保健医療局】
- ③ 都は、保健所や東京都健康安全研究センター等の人材育成を支援する。【保健医療局】
- ④ 都及び保健所設置区市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や東京都健康安全研究センター等の人材育成に努める。また、保健所や東京都健康安全研究センター等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【保健医療局、関係局】

- ⑤ 都及び保健所設置区市は、保健所や東京都健康安全研究センター等に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。【総務局、保健医療局、関係局】
- ⑥ 都は、平時から、都内各保健所及び一般市町村の職員を対象として、積極的疫学調査その他の感染症対策業務に関する知識の習得や対応能力の向上を図るため、東京都健康安全研究センターで実施する実地疫学調査研修の内容を充実させ、都内全体における感染症発生時の対応力向上を図る。【保健医療局】
- ⑦ 保健所は、大規模な集団発生事例が発生した場合などに備え、各保健所に実地疫学調査研修修了者が配置されるように研修受講体制を組むとともに、他保健所と対応の手法を共有化するなど日頃からのネットワークを構築する。【保健医療局】
- ⑧ 都は、保健所等の感染症対策従事職員や感染症指定医療機関の医師等を対象として、アジア各都市との感染症対策従事者のネットワークづくりを通じ海外の専門機関における短期派遣研修等を実施するなど、人材育成を進めていく。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で研修等を実施し、地域の関係機関における感染症対応能力向上を支援した。

- 保健所等で疫学調査に従事する職員などを対象に、新型コロナウイルス感染症の現状分析と次の波に備えた対応について、疫学・公衆衛生学の専門家を講師とした勉強会をオンライン方式で開催

1-3-2 多様な関係機関との連携体制の構築

- ① 都及び保健所設置区市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所や東京都健康安全研究センター等のみならず、管内の一般市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。【保健医療局、関係局】
- ② 都及び保健所設置区市は、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について東京都感染症対策連携協議会等において協議し、その結果を踏まえ、必要に応じ予防計画を策定・変更する。

なお、予防計画を策定・変更する際には、都が作成する行動計画や区市町村

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第1節 準備期

行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針¹⁴⁵に基づき保健所及び東京都健康安全研究センター等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。【保健医療局、関係局】

- ③ 都は、その際、必要に応じて感染症法に定める総合調整権限を活用¹⁴⁶しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。【保健医療局、関係局】
- ④ 都は、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設¹⁴⁷で療養する場合には、陽性者への食事の提供等¹⁴⁸の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、区市町村や協定を締結した民間宿泊事業者¹⁴⁹等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【保健医療局、関係局】
- ⑤ 都は、保健所や東京都医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の必要性や電磁的方法による届出が可能である旨等を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう働き掛けを行っていく。【保健医療局】
- ⑥ 都及び保健所設置区市は、海外からの感染症の侵入を防ぐため、検疫所及び都内に所在する港湾・空港関係機関との連絡体制を平時から確認する。【保健医療局、港湾局、警視庁】
- ⑦ 検疫所における診察等において感染症患者が確認され、保健所への通報があった場合には、保健所は検疫所と連携して検疫法に基づく健康監視や患者等に対し必要な保健指導等を行う。【保健医療局、警視庁】
- ⑧ 都は、新型インフルエンザ等の発生時には、多数の帰国者対応等への対応が必要な場合が想定されることを踏まえ、平時から関係機関間において発生状況に応じた対応方針を確認する。【総務局、保健医療局、港湾局】
- ⑨ 保健所は、地域における健康危機管理の拠点であるため、感染症対策の中核的機関として、地元の関係機関等に対する感染症についての情報提供や相談対応等に取り組む。また、企業や事業者の健康管理部門との連携を図り、感染症対策を推進する。【保健医療局】

¹⁴⁵ 地域保健法第4条に基づき定める基本指針（平成6年厚生省告示第374号）をいう。

¹⁴⁶ 感染症法第63条の3

¹⁴⁷ 感染症法第44条の3第2項及び第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

¹⁴⁸ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

¹⁴⁹ 感染症法第36条の6第1項

1-4 保健所及び東京都健康安全研究センター等の体制整備

- ① 都は、東京都感染症対策連携協議会の中に、保健所設置区市、保健所等で構成する保健所連絡調整部会を設置し、都、保健所設置区市及び一般市町村の感染症対策に関する統一的な対応が可能な連携体制を構築するための協議等を行う。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査¹⁵⁰、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や東京都健康安全研究センター等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備する。さらに、医療機関、医師会又は民間事業者への外部委託や一般市町村との連携への協力要請についても検討しつつ、自宅療養者等の健康観察を効率的に実施できるよう体制を整備する。くわえて、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。【保健医療局】
- ③ 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。【保健医療局】
- ④ 東京都健康安全研究センター等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、J I H S等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。【保健医療局】
- ⑤ 東京都健康安全研究センター等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJ I H Sと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国、都及び保健所設置区市と協力して検査体制の維持に努める。【保健医療局】
- ⑥ 東京都健康安全研究センター等及び検査等措置協定締結機関等は、平時から都及び保健所設置区市の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【保健医療局、関係局】
- ⑦ 都、保健所設置区市、保健所及び東京都健康安全研究センター等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ

¹⁵⁰ 感染症法第15条

ナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。【保健医療局】

- ⑧ 都、保健所設置区市及び保健所は、医療機関等情報支援システム（G－MIS）等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。【保健医療局】
- ⑨ 都、保健所設置区市、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出¹⁵¹又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から感染症法で定める特定鳥インフルエンザ（二類感染症）の患者の届出又は鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。【保健医療局、産業労働局、環境局】
- ⑩ 都及び保健所設置区市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健医療局】

1-5 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 都及び保健所設置区市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置をはじめとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報を住民に情報提供・共有するための体制構築を図る。【総務局、保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、効果的な情報提供・共有にいかす方法等を整理する。【総務局、保健医療局】
- ③ 都、保健所設置区市及び一般市町村は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する¹⁵²。【総務局、保健医療局、関係局】

¹⁵¹ 感染症法第13条第1項及び家畜伝染病予防法第13条第1項

¹⁵² 特措法第13条第2項

- ④ 都及び保健所設置区市は、区市町村と連携し、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。【保健医療局、福祉局】
- ⑤ 都は、外国人の患者に対応する場合に、保健所が利用できる多言語通訳の仕組み等を構築する等、技術的支援を推進する。【保健医療局】
- ⑥ 保健所は、東京都健康安全研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【保健医療局】

第2節 初動期

<目的>

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

都及び保健所設置区市が定める予防計画並びに保健所及び東京都健康安全研究センター等が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び東京都健康安全研究センター等が、有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、住民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2-1 有事体制への移行準備

- ① 都及び保健所設置区市は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び東京都健康安全研究センター等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。
また、感染拡大に備え都内保健所に対する本庁からの応援職員の派遣、I H E A T 要員に対する応援要請等といった、交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【保健医療局】
- ② 都は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から自宅療養や入退院までの体制を迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。
【保健医療局】
- ③ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、都等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。【保健医療局】
- ④ 都及び保健所設置区市は、J I H S による東京都健康安全研究センター等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。【保健医療局】

- ⑤ 東京都健康安全研究センター等は、健康危機対処計画に基づき、本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、J I H S等と連携して感染症の情報収集に努める。【保健医療局】
- ⑥ 都及び保健所設置区市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健医療局】

2-2 住民への情報提供・共有の開始

- ① 都及び保健所設置区市は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行い、住民等に周知する。【保健医療局】
- ② 都、保健所設置区市及び一般市町村は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けのコールセンターの設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【保健医療局、総務局】

2-3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に都内で感染が確認された場合の対応

- ① 保健所は、新型インフルエンザ等により患した又は患したことが疑われる患者が発生した場合には、当該患者（疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。）及びその関係者に対して、積極的疫学調査を実施する。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が疑われる者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取¹⁵³を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【保健医療局】

¹⁵³ 感染症法第16条の3第1項及び第3項

第3節 対応期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、都及び保健所設置区市が定める予防計画並びに保健所及び東京都健康安全研究センター等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び東京都健康安全研究センター等が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

3-1 有事体制への移行

- ① 都及び保健所設置区市は、本庁から保健所への応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、東京都健康安全研究センター等の検査体制を速やかに立ち上げる。

【保健医療局】

- ② 都は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置区市を支援する。また、国、他の道府県及び保健所設置区市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。さらに、必要に応じて感染症法に基づく保健所設置区市に対する総合調整権限・指示権限を行使¹⁵⁴する。【保健医療局】
- ③ 都は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を区市町村と共有する¹⁵⁵。【保健医療局】
- ④ 都及び保健所設置区市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で保健所の支援を実施した。

- 区市が設置する保健所の業務支援を行う保健所支援拠点の設置

¹⁵⁴ 感染症法第63条の3及び第63条の4

¹⁵⁵ 感染症法第16条第2項及び第3項

- トレーサー班（保健師・看護師等）を保健所支援拠点及び都保健所に配置し、積極的疫学調査に係る保健所業務支援を実施
- 保健所が行う疫学調査を支援することを目的に、医師、保健師を主なメンバーとするT E I Tを保健所の要請に基づき派遣

3-2 主な対応業務の実施

都、保健所設置区市、保健所及び東京都健康安全研究センター等は、予防計画及び健康危機対処計画に基づき整備・整理した組織・業務体制や東京都感染症対策連携協議会等において確認した役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、一般市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。【保健医療局】

3-2-1 相談対応

都及び保健所設置区市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターの体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や一元化等を行うことを検討する。【保健医療局】

3-2-2 検査・サーベイランス

- ① 都及び保健所設置区市は、国の方針を踏まえ、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を勘案し、検査の実施範囲を判断する。【保健医療局】
- ② 東京都健康安全研究センター等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施するとともに、J I H Sとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、J I H Sへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。【保健医療局】
- ③ 都は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者発生状況に応じ、全数把握から定点把握を含めた適切なサーベイランスの実施体制に移行する。【保健医療局】

- ④ 都及び保健所設置区市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。【保健医療局、産業労働局、環境局】

3-2-3 積極的疫学調査

- ① 都及び保健所設置区市は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、J I H S が示す指針等や都が整理した方針に基づき、積極的疫学調査を行う。【保健医療局】
- ② 国は、新型インフルエンザ等について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、積極的疫学調査の対象範囲を見直し、都道府県等に対し、その内容を周知する。無症状病原体保有者からの感染が確認される等、他の感染症と大きく異なる特徴が判明した場合は、積極的疫学調査によって得られる効果や保健所における業務負荷等も勘案した上で、対象範囲や調査項目を検討し、都道府県等に対し、その内容を周知する。
- 都は、国が示した疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに保健所等関係機関に周知するとともに、都民に対し適切に情報発信する。【保健医療局】
- ③ 都は保健所設置区市とも連携の上、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に関する情報を整理し、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。【保健医療局】
- ④ 都は、積極的疫学調査等の結果により明らかになった感染拡大防止に必要な情報について、各種法令に基づく個人情報の取扱いに配慮しつつ、都内医療機関や東京都医師会等の関係団体に提供するとともに、都と区市町村間の情報交換を通じて感染症対策に活用する。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で積極的疫学調査の効率化を図るとともに、外国人を対象とする場合の支援を実施した。

- 保健所支援拠点において、夜の街対策を課題とする区保健所と連携した積極的疫学調査
- 積極的疫学調査に係る臨時対応としての優先順位の考え方を保健所へ提示

- 企業団体における濃厚接触者の自主検査の実施
- 陽性者本人による濃厚接触者の通知
- 積極的疫学調査実施の際の通訳支援サービス（11か国語）の実施

3-2-4 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 都及び保健所設置区市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合においては、必要に応じ国及びJ-IHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【保健医療局】
- ③ 保健所は、入院勧告を実施する際は、患者に対して、入院が必要な理由などの説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、応急入院から本入院に移行する際の意見を述べる機会の付与や退院請求、審査請求に関する事など、入院勧告の通知に記載された事項を含め十分に説明を行う。【保健医療局】
- ④ 保健所は、入院勧告等を行った場合には、患者の人権に十分に配慮しつつ、医療機関との協力の下、患者の病状や治療経過等の情報を整理し、まん延防止対策等を実施する。【保健医療局】
- ⑤ 都は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置区市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（入院調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使¹⁵⁶を行う。入院先医療機関への移送¹⁵⁷や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。【保健医療局、関係局】

¹⁵⁶ 感染症法第63条の3及び第63条の4

¹⁵⁷ 感染症法第26条第2項の規定により準用する第21条（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）及び第47条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

- ⑥ 都は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対する往診や電話・オンライン診療等、処方薬の配送・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。【保健医療局】
- ⑦ 都は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。【保健医療局】
- ⑧ 保健所は、入院勧告・措置を受けた患者が、感染症法に基づく退院請求を行った場合、医療機関と連携して当該患者が退院基準に適合しているかどうかの確認を速やかに行う。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法により、増加する入院調整に対応する体制を整備した。

- 保健所からの依頼に基づく入院・転退院調整の支援を行う入院調整本部を設置
- 宿泊療養施設等への入所・搬送の調整等を行う入所調整本部を設置
- 夜間対応が必要な場合に入院調整を実施する夜間入院調整窓口を設置

3-2-5 健康観察及び生活支援

- ① 都及び保健所設置区市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める必要があると判断した場合は、国と調整の上、自宅療養体制に移行し、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請¹⁵⁸や就業制限¹⁵⁹を行うとともに、外部委託や区市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【保健医療局】
- ② 都及び保健所設置区市は、必要に応じ、区市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を区市町村と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に努める¹⁶⁰。【保健医療局】

¹⁵⁸ 感染症法第44条の3第1項及び第2項

¹⁵⁹ 感染症法第18条第1項及び第2項

¹⁶⁰ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

- ③ 都及び保健所設置区市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。【保健医療局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法により、療養者の健康観察及び生活支援を実施した。

- 保健所等の支援を目的として、自宅療養者の健康観察を行う「自宅療養者フォローアップセンター」、生活支援や相談対応を行う「自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）」を設置
- 自宅療養者が急増したことを受け、地域の実情に応じたきめ細かな支援を可能とするため、都保健所管内の一般市町村と個人情報の取扱いに関する協定を締結した上で、情報提供を実施
- 診療や検査を行った医療機関等が保健所に代わって自宅療養者の健康観察を行う場合に協力金を支給する事業を実施

3-2-6 健康監視

- ① 都及び保健所設置区市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する¹⁶¹。【保健医療局】
- ② 都は、感染拡大に伴い、健康監視の実施が困難となった場合は、速やかに国に対し、都に代わって健康監視を実施するよう要請する。【保健医療局】

3-2-7 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 都は、感染拡大防止のために広く注意を喚起する必要がある場合には、国や関係機関、保健所設置区市等と連携し、東京iCDCの知見も踏まえ、集積した情報を分析の上、効果的に情報発信を行う。【保健医療局】
- ② 都、保健所設置区市及び一般市町村は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。【総務局、保健医療局】
- ③ 都及び保健所設置区市は、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、区市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内

¹⁶¹ 感染症法第15条の3第1項

容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【保健医療局、福祉局】

3-3 感染状況に応じた取組

3-3-1 流行初期

3-3-1-1 迅速な対応体制への移行

- ① 都及び保健所設置区市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び東京都健康安全研究センターの有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。また、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【保健医療局】
- ② 都は、国から他の道府県への派遣要請を受けた場合、又は都内への他道府県からの職員派遣を要請する場合は、保健所等関係機関と調整の上、国の総合調整に協力する。【保健医療局】
- ③ 都は、地域の感染状況等の実情に応じ、国に対し実地疫学の専門家等の派遣について依頼する。【保健医療局】
- ④ 都及び保健所設置区市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や業務の一元化・外部委託等により、保健所及び東京都健康安全研究センター等における業務の効率化を引き続き推進する。国のシステムの仕様変更や疫学調査の方針変更等が発生した場合は、速やかに都における調査方針を整理し、周知する。【保健医療局】
- ⑤ 都及び保健所設置区市は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して保健所が実施する疫学調査や健康観察等の感染症対応業務について支援を行う。【保健医療局】
- ⑥ 保健所は、都と連携し、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【保健医療局】
- ⑦ 都及び保健所設置区市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【保健医療局】

3-3-1-2 検査体制の拡充

- ① 都及び保健所設置区市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。【保健医療局】
- ② 東京都健康安全研究センター等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。【保健医療局】

- ③ 都及び保健所設置区市は、国の方針や感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【保健医療局】

3-3-2 流行初期以降

3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 都は、国が示した疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに保健所等関係機関に周知するとともに、都民に対し適切に情報発信する。【保健医療局】
- ② 都は地域の感染状況等の実情に応じ、国に対し実地疫学の専門家等の派遣について依頼する。【保健医療局】
- ③ 都及び保健所設置区市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【保健医療局】
- ④ 都及び保健所設置区市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。【保健医療局】
- ⑤ 都及び保健所設置区市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や本庁、保健所及び東京都健康安全研究センター等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や東京都健康安全研究センター等の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。【保健医療局】
- ⑥ 都は、感染の拡大等により、病床がひっ迫するおそれがある場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。【保健医療局】
- ⑦ 都及び保健所設置区市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した一般市町村を含めた食事の提供等生活支援の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。【保健医療局】

3-3-2-2 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ① 都及び保健所設置区市は、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査実施体制を整備するとともに、確保状況の情報を適宜、適切に国に報告する。【保健医療局】

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第11章 保健

第3節 対応期

- ② 都は、国のリスク評価及び方針に基づき、検査実施体制を適宜見直す。【保健医療局】
- ③ 東京都健康安全研究センター等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、本庁や保健所等への情報提供・共有等を実施する。【保健医療局】

3-3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ① 国は、都道府県等に対し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請する。
- ② 都及び保健所設置区市は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び東京都健康安全研究センター等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民等の不安や混乱が生じないよう十分に配慮し、丁寧に情報提供・共有を行う。【保健医療局】